

誹謗中傷のない社会を願って



誹謗中傷被害の支援に
取り組むタレントの

スマイリーキクチさん

ケーションの幅が広がりました。

その反面、SNSには批判的な投稿や人を傷つけるような投稿もあり、人権侵害を招くきっかけにもなっています。このような投稿の多くは正義感からくるもので、投稿者には罪の意識がありません。しかし正義と暴力は紙一重です。正しいと信じて発言したことが批判の域を超え、多

自身のつらい経験から

私は身に覚えのない事件の犯人であるとインターネット上に書き込まれ、約20年間にわたり嫌がらせや殺害予告などを受けてきました。この経験から現在は誹謗中傷被害に関する相談を受けたり、被害を受けたときの対処法や加害者とならないための心得などについて講演を行ったりしています。

正義感が

人を傷つけてしまうことも

インターネットの普及により私たちはどこでも自由に情報を得たり発信したりできるようになり、またSNSの活用によりコミュニ

くの誹謗中傷を招き、犯罪につながる可能性があるということを多くの人に認識してほしいです。

また他人の投稿を拡散する「リツイート」などの再投稿も同様に犯罪となる危険性があります。リツイートはその人の投稿に賛同するという行為でもあり、連帯保証人として印を押すことと同じ意味を持ちます。元の投稿が犯罪となった場合には、リツイートした時点で同様の責任に問われることがありますので、責任を持って発信するようにしてもらいたいです。

優しい言葉で優しい地域に

群馬県ではインターネット上の誹謗中傷に関する条例を12月に制定しました。これは一つの抑止力につながると思います。また新たに設置した相談窓口も、孤立を感じている被害者にとって大きな支えになることでしょう。

言葉というのは、人を傷つけ、時には命をも奪ってしまう凶器になります。しかし使い方一つで、人を励まし、救うこともできます。優しい言葉を使うと優しい気持ちになります。群馬県民の皆さんにはインターネット上でも思いやりのある言葉を使用してもらい、県全体が優しい地域になってくれたらうれしいですね。



誹謗中傷を受けたときは

SNS上で言い争ってしまうと、状況がさらに悪化してしまう可能性があります。設定を見直す、信頼できる人・窓口相談するなど、冷静に対処しましょう。

投稿から距離を置きましょう

多くのSNSには、相手に知られずに投稿を非表示にするミュート機能や、つながり自体を断つブロック機能があります。見たくない投稿があった場合には、ミュート機能やブロック機能を活用しながら、距離を置いてみることも有効です。

心ない投稿を削除依頼することも

SNSに誹謗中傷となる悪口や写真・動画などが掲載された場合、管理者やプロバイダーへ削除を依頼することができます。

中傷にあたる書き込みや動画が掲載されているURLなどを控え、該当する画面や動画を保存しておきましょう。

削除依頼の流れなど詳しくは、右記窓口まで相談してください。

一人で悩まず気軽に相談を！

インターネット上の誹謗中傷相談窓口

インターネット上の誹謗中傷やプライバシー侵害などで悩んでいる人からの相談を受け付けています。一人で悩まず、気軽に相談してください。

相談日・時間 月～金曜日 午前9時～午後5時(受け付けは4時まで)

※祝日を除く

※Eメール、相談フォームは24時間受け付け

相談方法 電話、Eメールまたは相談フォーム

相談先 インターネット上の誹謗中傷相談窓口(☎027-897-2953、

✉netsoudan@pref.gunma.lg.jp)

※相談フォームは上図を読み込んでください

※氏名、年齢、お住まいの市町村、電話番号、相談内容をお伝えください

その他 必要に応じて弁護士や臨床心理士などに相談することもできます(予約制)



インターネットの利用に潜む危険性

デマ・フェイクニュースの拡散

トイレトペーパーが品切れになると聞いて

マスク不足に伴い、トイレトペーパーも品薄になるという投稿をSNSで見たCさん。真偽を確かめずに情報を拡散(再投稿)してしまった。

嘘の情報にも関わらず市場が混乱

在庫は十分あるにも関わらず、店舗ではトイレトペーパーが買い占められる騒動に。誤った情報であったにも関わらず混乱が起きてしまった。



point! 安易に情報を投稿・拡散しない

どのようなメディアでも、間違った情報が発信されることはあり、SNS上には正しくない情報もたくさんあります。目にした情報を鵜呑みにせず、正確性が判断できない場合には安易に情報を投稿・拡散しないことが大切です



投稿から個人が特定された

おいしいお店の情報をシェアするつもりが

街でお気に入りのお店を見つけたDさん。親しい人たちに教えてあげようと、撮影した写真を公開範囲を限定せずにSNSに投稿した。

知らない人に付きまとわれるようになった

その後、誰かに後を付けられている気配が。投稿した写真の背景で場所が分かり、生活範囲が特定されてしまった。



point! 個人情報の扱いには注意を

SNSは誰でも見ることができるとため、訪れた店や地域など、生活範囲が推測されることがあります。プライベートな情報を投稿する場合は、投稿前に内容をよく見直し、公開範囲を絞るなどの危機管理を徹底しましょう



参考：総務省「インターネットトラブル事例集(2020年版)」

問い合わせ先

条例の制定について…県庁戦略企画課 ☎027-226-2296

人権侵害に係る相談などについて…県庁生活こども課 ☎027-897-2687